

鳥取県告示第 391 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 米子市旗ヶ崎二丁目 14-41
氏名 勝部 不二夫
- 2 契約期間の始期 平成 19 年 4 月 1 日
- 3 費用の額の算定方法 1,050 万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。